資料3

令和7年11月21日

# 同一労働同一賃金ガイドライン 見直し(案)

	改正後		改 正 前
	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止		短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止
	等に関する指針		等に関する指針
目次		目次	
第1	目的	第1	目的
第2	基本的な考え方	第2	基本的な考え方
第3	短時間・有期雇用労働者	第3	短時間・有期雇用労働者
1	基本給	1	基本給
2	賞与	2	賞与
3	退職手当	( 亲	所設)
4	各種手当(退職手当を除く。)	<u>3</u>	<u>手当</u>
<u>5</u>	福利厚生	<u>4</u>	福利厚生
<u>6</u>	その他	<u>5</u>	その他
第4	派遣労働者	第4	派遣労働者
1	基本給	1	基本給
2	賞与	2	賞与
3	退職手当	( 亲	所設)
4	各種手当(退職手当を除く。)	<u>3</u>	<u>手当</u>
<u>5</u>	福利厚生	<u>4</u>	福利厚生
<u>6</u>	その他	<u>5</u>	その他
第5	協定対象派遣労働者	第5	協定対象派遣労働者
1	賃金	1	賃金

- 2 福利厚生
- 3 その他
- 第6 所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等

#### 第1目的

この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。)第8条及び第9条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第30条の3及び第30条の4に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。

我が国が目指す同一労働同一賃金は、同一の事業主に雇用される通常の 労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違 及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労 働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消(協 定対象派遣労働者にあっては、当該協定対象派遣労働者の待遇が労働者派 遣法第 30 条の4第1項の協定により決定された事項に沿った運用がなさ れていること)を目指すものである。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理 と認められる待遇の相違の解消等に当たっては、短時間・有期雇用労働法 第8条及び労働者派遣法第30条の3第1項の規定において、個々の待遇ご とに、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められ る事情を考慮して判断されるべき旨が明確化されていること等も踏まえ、

- 2 福利厚生
- 3 その他

(新設)

#### 第1目的

この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。)第8条及び第9条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第30条の3及び第30条の4に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。

我が国が目指す同一労働同一賃金は、同一の事業主に雇用される通常の 労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違 及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労 働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消(協 定対象派遣労働者にあっては、当該協定対象派遣労働者の待遇が労働者派 遣法第 30 条の4第1項の協定により決定された事項に沿った運用がなさ れていること)を目指すものである。

平成30年法改正により短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に規定された均等・均衡待遇は、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質、目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化した規定である旨を明確化する記載を追記。

<u>この指針に基づき、客観的及び具体的な実態に照らして対応することが求</u>められる。

もとより賃金等の待遇は労使の話合いによって決定されることが基本である。しかし、我が国においては、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間には、欧州と比較して大きな待遇の相違がある。政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州の制度の実態も参考としながら政策の方向性等を検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要であるとの示唆を得た。

我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には様々な要素が組み合わされている場合も多いため、まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。また、派遣労働者については、雇用関係にある派遣元事業主と指揮命令関係にある派遣先とが存在するという特殊性があり、これらの関係者が不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けて認識を共有することが求められる。

今後、各事業主が職務の内容や職務に必要な能力等の内容の明確化及び その公正な評価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話合いにより、可能な限り速やかに、かつ、計画的に構築していくことが望ましい。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理 と認められる待遇の相違の解消等に向けては、賃金のみならず、福利厚生、 もとより賃金等の待遇は労使の話合いによって決定されることが基本である。しかし、我が国においては、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間には、欧州と比較して大きな待遇の相違がある。政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州の制度の実態も参考としながら政策の方向性等を検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要であるとの示唆を得た。

我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には様々な要素が組み合わされている場合も多いため、まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。また、派遣労働者については、雇用関係にある派遣元事業主と指揮命令関係にある派遣先とが存在するという特殊性があり、これらの関係者が不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けて認識を共有することが求められる。

今後、各事業主が職務の内容や職務に必要な能力等の内容の明確化及び その公正な評価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話合いによ り、可能な限り速やかに、かつ、計画的に構築していくことが望ましい。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理 と認められる待遇の相違の解消等に向けては、賃金のみならず、福利厚生、 キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得できる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

#### 第2 基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例並びに留意すべき事項を示したものである。事業主が、第3から第5までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない待遇や、具体例に該当しない場合であっても、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の待遇の相違が不合理と認められる等の可能性があり、その場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。当該議論に当たっては、短

キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得できる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

#### 第2 基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第3から第5までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

本指針に原則となる考え方や具体例が示されていない待遇であって も不合理と認められる可能性がある旨を明確化する記載を追記。 時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の意向を十分に考慮した上で、不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を進めることが望ましいことや、当該取組が当該労働者の自らの待遇に対する納得性の向上にも資することに留意すべきである。

<u>不合理と認められる待遇の相違の解消等に当たっては、次の事項につい</u> て留意すべきである。

(1) 雇用管理区分が複数ある場合及び職務の内容等を分離した場合の 取扱い

短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、雇用管理区分が複数ある場合であっても、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を求めるものである。このため、事業主が、雇用管理区分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者よりも低く設定したとしても、当該他の通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間でも不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。また、事業主は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。

(2) 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金その他の待 遇の決定基準・ルールの相違がある場合等の取扱い

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金その他の待遇に相違がある場合において、その要因として 労使コミュニケーションの重要性に関する記載を追記。

「第2 基本的な考え方」の各内容について見出しを付記。

(新設)

なお、短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、雇用管理区分が複数ある場合であっても、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を求めるものである。このため、事業主が、雇用管理区分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者よりも低く設定したとしても、当該他の通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間でも不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。また、事業主は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。

(新設)

基本給に係る項目の注から移設し、賃金に限らず待遇全般に関する内容である旨を明確化する記載を追記。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇の決定基準・ルールの相違があるときであっても、当該待遇の相違は短時間・有期雇用労働法第8条の適用を受けるものであるが、その相違については、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、待遇の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、待遇の決定基準・ルールの相違は、短時間・有期雇用労働法第8条の規定に基づき、客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の待遇の相違の要因として派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者の待遇の決定基準・ルールの相違があるときも同様である。

(3) 不合理と認められる待遇の相違の解消等に当たり、就業規則の変 更により労働条件を変更する場合の留意事項

短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善であり、その目的に鑑みれば、当該待遇の相違の解消等に当たっては、通常の労働者の労働条件を不利益に変更することなく、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の労働条件の改善を図ることが求められる。

その上で、事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に対応するため、<u>やむを得ず、</u>就業規則を変更することにより、その雇用する労働者の労働条件を不利益に変更する場合、労働契約法(平成 19 年法律第 128

(新設)

さらに、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善である。事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に対応するため、就業規則を変更することにより、その雇用する労働者の労働条件を不利益に変更する場合、労働契約法(平成19年法律第128号)第9条の規定に基づき、原則として、労働者と合意する必要がある。また、労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件を労働者の不利益に変更する場合、当該変更は、同法第10条の規定に基づき、当該変更に係る事情に照らして合理的なものである必要がある。た

号)第9条の規定に基づき、原則として、労働者と合意する必要がある。 また、労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件を労働者の不利益に変更する場合、当該変更は、同法第 10 条の規定に基づき、当該変更に係る事情に照らして合理的なものである必要がある。ただし、基本的に、こうした対応は、望ましい対応とはいえないことに留意すべきである。 だし、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる 待遇の相違の解消等の目的に鑑みれば、事業主が通常の労働者と短時間・ 有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違 の解消等を行うに当たっては、基本的に、労使で合意することなく通常 の労働者の待遇を引き下げることは、望ましい対応とはいえないことに 留意すべきである。

#### (4) その他

短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違等を対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に実際に待遇の相違が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。

#### 第3 短時間・有期雇用労働者

短時間・有期雇用労働法第8条において、事業主は、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこと

#### (新設)

加えて、短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣 法第30条の3及び第30条の4の規定は、通常の労働者と短時間・有期 雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違等を 対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期 雇用労働者及び派遣労働者との間に実際に待遇の相違が存在する場合に 参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待 遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。

## 第3 短時間・有期雇用労働者

短時間・有期雇用労働法第8条において、事業主は、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされている。

とされて<u>おり、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他</u>の事情の違いに応じた均衡のとれた待遇とすることが求められている。

また、短時間・有期雇用労働法第9条において、事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこととされている。

(注)

1 短時間・有期雇用労働法第8条におけるその他の事情の取扱い 短時間・有期雇用労働法第8条におけるその他の事情については、職 務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲に関連する事情に限定 されるものではない。職務の成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、 事業主と労働組合や過半数代表者等との間の交渉といった労使交渉の経 緯や結果等の諸事情がその他の事情として想定されるものであり、考慮 すべきその他の事情があるときに考慮すべきものである。

また、事業主が短時間・有期雇用労働法第14条第2項の規定に基づき 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇の相違の内容及び 理由について十分な説明を行わなかったと認められる場合や、事業主が 待遇の体系に係る議論において短時間・有期雇用労働者の意向を十分に 考慮せず一方的に短時間・有期雇用労働者の待遇を決定した場合には、 当該事実も短時間・有期雇用労働法第8条におけるその他の事情に含ま ハマキョウレックス事件最高裁判決を踏まえて追記。

また、短時間・有期雇用労働法第9条において、事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこととされている。

(新設)

「その他の事情」に関する施行通達における記載等を追記。

れ、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められることを基礎付ける事情として考慮されうる。

2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・ 有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の待遇の相違に ついては、実際に両者の間に職務の内容、当該職務の内容及び配置の変 更の範囲その他の事情の相違がある場合は、その相違に応じた待遇の相 違は許容される。

さらに、有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かを判断するに当たり、短時間・有期雇用労働法第8条のその他の事情として考慮される事情に当たりうる。定年に達した後に有期雇用労働者として継続雇用する場合のそれぞれの待遇について、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められる様々な事情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることのみをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないと認められるものではない。

3 「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を 図る」等の目的で待遇を行う場合の取扱い (新設)

基本給に係る項目の注から移設。

いわゆる「正社員人材確保論」のみをもって待遇差が不合理ではないと当然に認められるものではない旨を明確化するための記載を追記。

(新設)

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の待遇に相違がある場合において、その要因として当該待遇を行 う目的に「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその 定着を図る」等の目的があったとしても、当該待遇の相違が不合理と認 められるか否かは、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内 容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待 遇の他の性質及び当該待遇を行う他の目的にも照らして適切と認められ るものの客観的及び具体的な実態に照らして判断されるものであり、当 該目的があることのみをもって直ちに当該待遇の相違が不合理ではない と当然に認められるものではない。

短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例 並びに留意すべき事項は次のとおりである。 短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例 は次のとおりである。

(略)

#### 1 基本給

(1) 基本給であって、労働者の能力又は経験に応じて支給するもの 基本給であって、労働者の能力又は経験に応じて支給するものについ て、通常の労働者と同一の能力又は経験を有する短時間・有期雇用労働 者には、能力又は経験に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本 給を支給しなければならない。また、能力又は経験に一定の相違がある 場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。 (問題とならない例)

イ 基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給しているA 社において、ある能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定 している。通常の労働者であるXは、このキャリアコースを選択し、 その結果としてその能力を習得した。短時間労働者であるYは、そ

の能力を習得していない。A社は、その能力に応じた基本給をXには支給し、Yには支給していない。

- ロ A社においては、定期的に職務の内容及び勤務地の変更がある通常の労働者の総合職である X は、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務の内容及び配置に変更のない短時間労働者である Y の助言を受けながら、Y と同様の定型的な業務に従事している。 A 社は X に対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における能力又は経験に応じることなく、Y に比べ基本給を高く支給している。
- ハ A社においては、同一の職場で同一の業務に従事している有期雇 用労働者であるXとYのうち、能力又は経験が一定の水準を満たし たYを定期的に職務の内容及び勤務地に変更がある通常の労働者と して登用し、その後、職務の内容や勤務地に変更があることを理由 に、Xに比べ基本給を高く支給している。
- 二 A社においては、同一の能力又は経験を有する通常の労働者である X と短時間労働者である Y がいるが、 X と Y に共通して適用される基準を設定し、就業の時間帯や就業日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「土日祝日」という。)か否か等の違いにより、時間当たりの基本給に差を設けている。

## (問題となる例)

基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXが有期雇用労働者であるYに比べて多くの経験を有することを理由として、Xに対し、Yよりも基本給を

	- / - // / / - 7   S
	高く支給しているが、Xのこれまでの経験はXの現在の業務に関連性
	を持たない。
(略)	(2) 基本給であって、労働者の業績又は成果に応じて支給するもの
	基本給であって、労働者の業績又は成果に応じて支給するものについ
	て、通常の労働者と同一の業績又は成果を有する短時間・有期雇用労働
	者には、業績又は成果に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本
	給を支給しなければならない。また、業績又は成果に一定の相違がある
	場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。
	なお、基本給とは別に、労働者の業績又は成果に応じた手当を支給す
	る場合も同様である。
	(問題とならない例)
	イ 基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給して
	いるA社において、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労
	働者であるXに対し、その販売実績が通常の労働者に設定されてい
	る販売目標の半分の数値に達した場合には、通常の労働者が販売目
	標を達成した場合の半分を支給している。
	ロ A社においては、通常の労働者であるXは、短時間労働者である
	Yと同様の業務に従事しているが、Xは生産効率及び品質の目標値
	に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待
	遇上の不利益を課されている。その一方で、Yは、生産効率及び品
	質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成してい
	ない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。A社は、待遇上
	の不利益を課していることとの見合いに応じて、XにYに比べ基本
	給を高く支給している。

	(問題となる例)
	基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給してい
	るA社において、通常の労働者が販売目標を達成した場合に行ってい
	る支給を、短時間労働者であるXについて通常の労働者と同一の販売
	目標を設定し、それを達成しない場合には行っていない。
(略)	(3) 基本給であって、労働者の勤続年数に応じて支給するもの
	基本給であって、労働者の勤続年数に応じて支給するものについて、
	通常の労働者と同一の勤続年数である短時間・有期雇用労働者には、勤
	続年数に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなけ
	ればならない。また、勤続年数に一定の相違がある場合においては、そ
	の相違に応じた基本給を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA社にお
	いて、期間の定めのある労働契約を更新している有期雇用労働者であ
	るXに対し、当初の労働契約の開始時から通算して勤続年数を評価し
	た上で支給している。
	(問題となる例)
	基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA社にお
	いて、期間の定めのある労働契約を更新している有期雇用労働者であ
	るXに対し、当初の労働契約の開始時から通算して勤続年数を評価せ
	ず、その時点の労働契約の期間のみにより勤続年数を評価した上で支
	給している。
(略)	(4) 昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うもの

具給であって、労働者の動様による能力の向上に応じて行うものについて、通常の労働者と同様に動様により能力が向上した短時間・有期雇用労働者には、勤続による能力の向上に応じた部分につき、通常の労働者と同一の昇給を行わなければならない。また、動続による能力の向上に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。  (神除)  (注)  1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に資金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の。当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に廃らして適りと認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (神除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者での比較・実態に照らして、不合理と認められるものであってのため、通常の労働者と定任に達した後に継続雇用された有期雇用労働者でのため、通常の労働者と定任に達した後に継続雇用された有期雇用労働者でのため、通常の労働者と定任に達した後に継続雇用された有期雇用労働者でのため、通常の労働者と定任に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の資金の相違についても、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変重の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変重の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の知道については、実際に両者の間に、無限の対しないに対しないますに対し		
用労働者には、動続による能力の向上に応じた部分につき、通常の労働者と同一の昇給を行わなければならない。また、動続による能力の向上に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。  (剤除)  (注)  1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待 が異なるため、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (剤除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者ののお遺に		昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものにつ
者と同一の昇給を行わなければならない。また、動続による能力の向上に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。  (削除)  (注)  1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の資金の決定基準・ルールの相違があるとき は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待 が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象 的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 を担けて通りと認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い		いて、通常の労働者と同様に勤続により能力が向上した短時間・有期雇
(削除)  (道注)  1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるとき は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の間で行来の役割期債 が異なるため、賃金の決定基準・ルールの相違は、適常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の機務の内容、当該職務の内容及び配置の労働者 と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の要 更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的 に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と		用労働者には、勤続による能力の向上に応じた部分につき、通常の労働
(削除)  (道)  (道)  (連)  (連)  (連)  (連)  (連)  (連		者と同一の昇給を行わなければならない。また、勤続による能力の向上
(削除)  「注」  「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるとき は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待 が異なるため、賃金の決定基準・ルールル規なる」等の主観的又は抽象 的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変 更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的 に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものの客もの表で表にに照らして、不合理と認められるものであってはならない。  「削除)  「定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなけ
1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い		ればならない。
一ルの相違がある場合の取扱い 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるとき は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待 が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象 的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変 更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的 に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  ② 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・ 有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に	(削除)	_(注)
通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種 手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるとき は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待 が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象 的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変 更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的 に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らし て、不合理と認められるものであってはならない。  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・ 有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ル
手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。         (削除)       2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		<u>ールの相違がある場合の取扱い</u>
と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種
は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		<u>手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者</u>
が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるとき
的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変 更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的 に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らし て、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・ 有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		は、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待
と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象
世の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)  2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者
に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。  (削除)    2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変
て、不合理と認められるものであってはならない。         で大のであってはならない。         で生に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的
(削除)       2       定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い         定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・       有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と         定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らし
定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・ 有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		て、不合理と認められるものであってはならない。
有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に	(削除)	<u>2</u> 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い
定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に		定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間·
		有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と
ついては、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の		定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違に
		ついては、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の

範囲その他の事情の相違がある場合は、その相違に応じた賃金の相違は 許容される。 さらに、有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者である ことは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合 理と認められるか否かを判断するに当たり、短時間・有期雇用労働法第 8条のその他の事情として考慮される事情に当たりうる。定年に達した 後に有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇について、様々な事 情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の 待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられ る。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用され た者であることのみをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働 者との間の待遇の相違が不合理ではないと認められるものではない。 2 賞与 2 賞与 (略) 賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものに ついて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、 貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければな らない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じ た賞与を支給しなければならない。 (問題とならない例) イ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給してい るA社において、通常の労働者であるXと同一の会社の業績等への貢 献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給して いる。

口 A社においては、通常の労働者であるXは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、通常の労働者であるYや、有期雇用労働者であるZは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。A社は、Xに対しては、賞与を支給しているが、YやZに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で、賞与を支給していない。

#### (問題となる例)

- イ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給していない。
- ロ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社においては、通常の労働者には職務の内容や会社の業績等への 貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間・ 有期雇用労働者には支給していない。

## (注)

賞与については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の労働意欲の向上等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、通常の労働者と同様に短時間・有期雇用労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、短時間・有期雇用労働者に対し、通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の違

(新設)

長澤運輸事件最高裁判決を踏まえて追記。

同判決は、賞与に関して不合理と認められる待遇の相違を具体的に 判示したものではないが、賞与の性質・目的等について言及してお り、当該内容を留意すべき事項として記載したもの。 いに応じた均衡のとれた内容の賞与を支給せず、かつ、その見合いとして、 労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他 の短時間・有期雇用労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もな い場合、当該賞与の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留 意すべきである。

## 3 退職手当

退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、 労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質及び目的が含まれうるもの であるが、通常の労働者と同様に短時間・有期雇用労働者にも当該待遇の 性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、短時間・有期雇 用労働者に対し、通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び 配置の変更の範囲その他の事情の違いに応じた均衡のとれた内容の退職手 当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性 質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の短時間・有期雇用労働者に比 べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は 不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。

## 4 各種手当(退職手当を除く。)

(略)

#### (新設)

メトロコマース事件最高裁判決を踏まえて追記。

同判決は、退職手当に関して不合理と認められる待遇の相違を具体的に判示したものではないが、退職手当の性質・目的等について言及 しており、当該内容を留意すべき事項として記載したもの。

## 3 手当

(1) 役職手当であって、役職の内容に対して支給するもの

役職手当であって、役職の内容に対して支給するものについて、通常の労働者と同一の内容の役職に就く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の役職手当を支給しなければならない。また、役職の内容に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた役職手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

	イ 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社におい
	て、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名(例えば、店長)
	であって同一の内容(例えば、営業時間中の店舗の適切な運営)の
	役職に就く有期雇用労働者であるYに対し、同一の役職手当を支給
	している。
	ロ 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社におい
	て、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内
	容の役職に就く短時間労働者であるYに、所定労働時間に比例した
	役職手当(例えば、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労
	働者にあっては、通常の労働者の半分の役職手当)を支給している。
	(問題となる例)
	役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社におい
	て、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容
	の役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べ役職手当を低く支
	給している。
(略)	(2) 業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特殊作業手当
	通常の労働者と同一の危険度又は作業環境の業務に従事する短時間・
	有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の特殊作業手当を支給しなけ
	ればならない。
(略)	(3) 交替制勤務等の勤務形態に応じて支給される特殊勤務手当
	通常の労働者と同一の勤務形態で業務に従事する短時間・有期雇用労
	働者には、通常の労働者と同一の特殊勤務手当を支給しなければならな
	l'°
	(問題とならない例)

	イ A社においては、通常の労働者か短時間・有期雇用労働者かの別
	を問わず、就業する時間帯又は曜日を特定して就業する労働者には
	労働者の採用が難しい早朝若しくは深夜又は土日祝日に就業する
	場合に時給に上乗せして特殊勤務手当を支給するが、それ以外の労
	働者には時給に上乗せして特殊勤務手当を支給していない。
	ロ A社においては、通常の労働者であるXについては、入社に当た
	り、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておらず、業務の
	繁閑等生産の都合に応じて通常勤務又は交替制勤務のいずれにも
	従事する可能性があり、交替制勤務に従事した場合に限り特殊勤務
	手当が支給されている。短時間労働者であるYについては、採用に
	当たり、交替制勤務に従事することを明確にし、かつ、基本給に、
	通常の労働者に支給される特殊勤務手当と同一の交替制勤務の負
	荷分を盛り込み、通常勤務のみに従事する短時間労働者に比べ基本
	給を高く支給している。A社はXには特殊勤務手当を支給している
	が、Yには支給していない。
(略)	(4) 精皆勤手当
	通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通
	常の労働者と同一の精皆勤手当を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	A社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、
	そのことを待遇に反映する通常の労働者であるXには、一定の日数以
	上出勤した場合に精皆勤手当を支給しているが、考課上、欠勤につい
	てマイナス査定を行っていない有期雇用労働者であるYには、マイナ

	T
	ス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を支給
	していない。
(略)	(5) 時間外労働に対して支給される手当
	通常の労働者の所定労働時間を超えて、通常の労働者と同一の時間外
	労働を行った短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者の所定労働時
	間を超えた時間につき、通常の労働者と同一の割増率等で、時間外労働
	に対して支給される手当を支給しなければならない。
(略)	(6) 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当
	通常の労働者と同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間・有期雇
	用労働者には、通常の労働者と同一の割増率等で、深夜労働又は休日労
	働に対して支給される手当を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	A社においては、通常の労働者であるXと時間数及び職務の内容が
	同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間労働者であるYに、同一
	の深夜労働又は休日労働に対して支給される手当を支給している。
	(問題となる例)
	A社においては、通常の労働者であるXと時間数及び職務の内容が
	同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間労働者であるYに、深夜
	労働又は休日労働以外の労働時間が短いことから、深夜労働又は休日
	労働に対して支給される手当の単価を通常の労働者より低く設定し
	ている。
<u>(7)</u> 無事故手当	(新設)
通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通	ハマキョウレックス事件最高裁判決を踏まえて追記。
常の労働者と同一の無事故手当を支給しなければならない。	

## (8) 通勤手当及び出張旅費

(略)

## <u>(9)</u> 家族手当

労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の家族手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、通常の労働者であるXに対しては家族手当を支給 しているが、労働契約の更新を繰り返していない等、相応に継続的な

#### (7) 通勤手当及び出張旅費

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の通勤手当及び出 張旅費を支給しなければならない。

(問題とならない例)

- イ A社においては、本社の採用である労働者に対しては、交通費実 費の全額に相当する通勤手当を支給しているが、それぞれの店舗の 採用である労働者に対しては、当該店舗の近隣から通うことができ る交通費に相当する額に通勤手当の上限を設定して当該上限の額 の範囲内で通勤手当を支給しているところ、店舗採用の短時間労働 者である X が、その後、本人の都合で通勤手当の上限の額では通う ことができないところへ転居してなお通い続けている場合には、当 該上限の額の範囲内で通勤手当を支給している。
- 口 A社においては、通勤手当について、所定労働日数が多い(例えば、週4日以上)通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者には、 月額の定期券の金額に相当する額を支給しているが、所定労働日数が少ない(例えば、週3日以下)又は出勤日数が変動する短時間・ 有期雇用労働者には、日額の交通費に相当する額を支給している。

(新設)

日本郵便(大阪)事件最高裁判決を踏まえて追記。

また、配偶者手当の見直しが進められている状況について、注として 追記。

<u>勤務が見込まれない有期雇用労働者であるYに対しては、家族手当を</u> 支給していない。

## (問題となる例)

A社においては、通常の労働者であるXに対しては家族手当を支給しているが、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる有期雇用労働者であるYに対しては、家族手当を支給していない。

#### (注)

配偶者の収入要件があるいわゆる「配偶者手当」については、特に女性の短時間労働者の就業調整の要因となっていると指摘されていることから、各事業主において、労使の話合いによって、働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。

<u>(10)</u> <u>住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給され</u> <u>るもの</u>

住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給される ものについて、通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の住宅手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれる通常の労働者であるXには住宅手当を支給しているが、一方で、有期雇用労働者であるYには転居を伴う配置の変更が見込まれないため、住宅手当を支給していない。

(問題となる例)

(新設)

ハマキョウレックス事件最高裁判決等を踏まえて追記。

A社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれることを理由として、通常の労働者であるXに対し、住宅手当を支給しており、当該変更が見込まれないことを理由として、有期雇用労働者であるYには住宅手当を支給していないが、A社では実態として通常の労働者に対しても、転居を伴う配置の変更を命じていない。

(注)

住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無にかかわらず支給されるものについても、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないことに留意すべきである。

(<u>11</u>) 労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費 の負担補助として支給される食事手当

(略)

(<u>8</u>) 労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費 の負担補助として支給される食事手当

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の食事手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、その労働時間の途中に昼食のための休憩時間がある通常の労働者であるXに支給している食事手当を、その労働時間の途中に昼食のための休憩時間がない(例えば、午後2時から午後5時までの勤務)短時間労働者であるYには支給していない。

(問題となる例)

A社においては、通常の労働者であるXには、有期雇用労働者であるYに比べ、食事手当を高く支給している。

(12) 単身赴任手当

(9) 単身赴任手当

(略)
(13) 特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当(略)

通常の労働者と同一の支給要件を満たす短時間・有期雇用労働者には、 通常の労働者と同一の単身赴任手当を支給しなければならない。

(<u>10</u>) 特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当 通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、通常 の労働者と同一の地域手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、通常の労働者であるXについては、全国一律の基本給の体系を適用し、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給しているが、一方で、有期雇用労働者であるYと短時間労働者であるZについては、それぞれの地域で採用し、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。

(問題となる例)

A社においては、通常の労働者であるXと有期雇用労働者であるYにはいずれも全国一律の基本給の体系を適用しており、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、Yには地域手当を支給していない。

## 5 福利厚生

(1) 福利厚生施設

通常の労働者と同一の事業所で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の<u>給食施設、休憩室及び更衣室</u>の利用を認めなければならない。

また、福利厚生施設の利用料金・割引率等の利用条件についても短時間・有期雇用労働法第8条の適用を受けるものであり、通常の労働者と

## 4 福利厚生

(1) 福利厚生施設<u>(給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この(1)</u> <u>において同じ。)</u>

通常の労働者と同一の事業所で働く短時間・有期雇用労働者には、通 常の労働者と同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

福利厚生施設の利用条件についても、職務の内容等を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないことを明確化。

<u>短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更</u>	
の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に	
照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を	
設けてはならない。	
(略)	(2) 転勤者用社宅
	通常の労働者と同一の支給要件(例えば、転勤の有無、扶養家族の有
	無、住宅の賃貸又は収入の額)を満たす短時間・有期雇用労働者には、
	通常の労働者と同一の転勤者用社宅の利用を認めなければならない。
(略)	(3) 慶弔休暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び当該健康診断を勤務時
	間中に受診する場合の当該受診時間に係る給与の保障(以下この(3)、
	第4の4(3)及び第5の2(3)において「有給の保障」という。)
	短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の慶弔休暇の付与
	並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障を行わなければならな
	い。
	(問題とならない例)
	A社においては、通常の労働者であるXと同様の出勤日が設定され
	ている短時間労働者であるYに対しては、通常の労働者と同様に慶弔
	休暇を付与しているが、週2日の勤務の短時間労働者であるZに対し
	ては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ
	慶弔休暇を付与している。
(4) 病気休職 (療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。以	(4) 病気休職
<u>下この(4)において同じ。)</u>	短時間労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、通常の労
短時間労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、通常の労	働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用
働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用	

労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。さらに、通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の給与の保障を行わなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、労働契約の期間が1年である有期雇用労働者であるXについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

<u>(問題となる例)</u>

A社においては、通常の労働者であるXには、病気休職期間に係る 給与の保障を行っているが、労働契約の更新を繰り返している等、相 応に継続的な勤務が見込まれる有期雇用労働者であるYには、病気休 職期間に係る給与の保障を行っていない。

(5) 夏季冬季休暇

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を 付与しなければならない。

<u>(問題となる例)</u>

A社においては、繁忙期に限定された短期間の勤務ではない有期雇用労働者であるXに対し、通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与していない。

(<u>6</u>) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、<u>療養への専</u> <u>念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇</u>を除く。)であって、 勤続期間に応じて取得を認めているもの 労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

日本郵便(東京)事件最高裁判決を踏まえて追記。同判決は病気休暇中の給与の保障に関するものであり、病気休職に係る現行の記載 に追記する形で記載したもの。

(問題とならない例)

A社においては、労働契約の期間が1年である有期雇用労働者であるXについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

(新設)

日本郵便(佐賀)事件最高裁判決を踏まえて追記。

(<u>5</u>) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。)であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、通常の労働者と同一の勤続期間である短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。)を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

(問題とならない例)

A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対しては、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与しており、短時間労働者であるYに対しては、所定労働時間に比例した日数を付与している。

(7) 褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するもの 褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、 通常の労働者と同一の期間勤続した短時間・有期雇用労働者には、通常 の労働者と同一の褒賞を付与しなければならない。

6 その他

(略)

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、通常の労働者と同一の勤続期間である短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

(問題とならない例)

A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対しては、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与しており、短時間労働者であるYに対しては、所定労働時間に比例した日数を付与している。

(新設)

メトロコマース事件高裁判決を踏まえて追記。

## 5 その他

(1) 教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するものについて、通常の労働者と職務の内容が同一であ

	る短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の教育訓練を実施
	しなければならない。また、職務の内容に一定の相違がある場合におい
	ては、その相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。
(略)	(2) 安全管理に関する措置及び給付
	通常の労働者と同一の業務環境に置かれている短時間・有期雇用労働
	者には、通常の労働者と同一の安全管理に関する措置及び給付をしなけ
	ればならない。
第 4 派浩学働者	第 A 派浩学働者

#### 弗 4 水追为鲫石

労働者派遣法第30条の3第1項において、派遣元事業主は、派遣労働者 の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常 の労働者の待遇との間において、職務の内容、当該職務の内容及び配置の 変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的。 に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を 設けてはならないこととされており、職務の内容、当該職務の内容及び配 置の変更の範囲その他の事情の違いに応じた均衡のとれた待遇とすること が求められている。

また、同条第2項において、派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇 用される通常の労働者と同一の派遣労働者であって、当該労働者派遣契約 及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における 派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当 該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者 の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込 まれるものについては、正当な理由がなく、待遇のそれぞれについて、当

労働者派遣法第30条の3第1項において、派遣元事業主は、派遣労働者 の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常 の労働者の待遇との間において、職務の内容、当該職務の内容及び配置の 変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的。 に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を 設けてはならないこととされている。

また、同条第2項において、派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇 用される通常の労働者と同一の派遣労働者であって、当該労働者派遣契約 及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における 派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当 該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者 の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込 まれるものについては、正当な理由がなく、待遇のそれぞれについて、当 該待遇に対応する当該通常の労働者の待遇に比して不利なものとしてはならないこととされている。

他方、労働者派遣法第30条の4第1項において、労働者の過半数で組織する労働組合等との協定により、同項各号に規定する事項を定めたときは、当該協定で定めた範囲に属する派遣労働者の待遇について、労働者派遣法第30条の3の規定は、一部の待遇を除き、適用しないこととされている。ただし、同項第2号、第4号若しくは第5号に掲げる事項であって当該協定で定めたものを遵守していない場合又は同項第3号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、この限りでないこととされている。

(注)

1 労働者派遣法第30条の3第1項及び第30条の4第1項第4号におけるその他の事情の取扱い

労働者派遣法第30条の3第1項及び第30条の4第1項第4号におけるその他の事情については、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲に関連する事情に限定されるものではない。職務の成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、派遣元事業主と労働組合や過半数代表者等との間の交渉といった労使交渉の経緯や結果等の諸事情がその他の事情として想定されるものであり、考慮すべきその他の事情があるときに考慮すべきものである。

また、派遣元事業主が労働者派遣法第31条の2第4項の規定に基づき 労働者派遣法第26条第8項に規定する比較対象労働者と派遣労働者と の間の待遇の相違の内容及び理由について十分な説明を行わなかったと 認められる場合や、派遣元事業主が待遇の体系に係る議論において派遣 該待遇に対応する当該通常の労働者の待遇に比して不利なものとしてはならないこととされている。

他方、労働者派遣法第30条の4第1項において、労働者の過半数で組織する労働組合等との協定により、同項各号に規定する事項を定めたときは、当該協定で定めた範囲に属する派遣労働者の待遇について、労働者派遣法第30条の3の規定は、一部の待遇を除き、適用しないこととされている。ただし、同項第2号、第4号若しくは第5号に掲げる事項であって当該協定で定めたものを遵守していない場合又は同項第3号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、この限りでないこととされている。

(新設)

労働者の意向を十分に考慮せず一方的に派遣労働者の待遇を決定した場合には、当該事実も労働者派遣法第30条の3第1項及び第30条の4第1項第4号におけるその他の事情に含まれ、通常の労働者と派遣労働者との間の待遇の相違が不合理と認められることを基礎付ける事情として考慮されうる。

2 <u>「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を</u>図る」等の目的で待遇を行う場合の取扱い

派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の待遇(協定対象派遣労働者にあっては労働者派遣法第40条第2項に規定する教育訓練及び同条第3項に規定する福利厚生施設に限る。)に相違がある場合において、その要因として当該待遇を行う目的に「派遣先に雇用される通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的があったとしても、当該待遇の相違が不合理と認められるか否かは、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の他の性質及び当該待遇を行う他の目的にも照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして判断されるものであり、当該目的があることのみをもって直ちに当該待遇の相違が不合理ではないと当然に認められるものではない。

また、派遣元事業主に雇用される通常の労働者(派遣労働者を除く。) と協定対象派遣労働者との間に待遇(賃金を除く。)の相違がある場合も、 同様である。 (新設)

派遣労働者(協定対象派遣労働者を除く。以下この第4において同じ。) の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例<u>並びに留意すべき事項</u>は次 のとおりである。

派遣労働者(協定対象派遣労働者を除く。以下この第4において同じ。) の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例は次のとおりである。

#### (略)

#### 1 基本給

(1) 基本給であって、労働者の能力又は経験に応じて支給するもの 基本給であって、派遣先及び派遣元事業主が、労働者の能力又は経験 に応じて支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される 通常の労働者と同一の能力又は経験を有する派遣労働者には、能力又は 経験に応じた部分につき、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の基 本給を支給しなければならない。また、能力又は経験に一定の相違があ る場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。 (問題とならない例)

- イ 基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給している派遣先であるA社において、ある能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定している。A社の通常の労働者であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその能力を習得したため、その能力に応じた基本給をXに支給している。これに対し、派遣元事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者であるYは、その能力を習得していないため、B社はその能力に応じた基本給をYには支給していない。
- ロ 派遣先であるA社においては、定期的に職務の内容及び勤務地の変更がある通常の労働者の総合職であるXは、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、派遣元事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者

であってA社で就業する間は職務の内容及び配置に変更のないYの助言を受けながら、Yと同様の定型的な業務に従事している。A社がXにキャリアコースの一環として当該定型的な業務に従事させていることを踏まえ、B社はYに対し、当該定型的な業務における能力又は経験はXを上回っているものの、Xほど基本給を高く支給していない。

- ハ 派遣先であるA社においては、かつては有期雇用労働者であったが、能力又は経験が一定の水準を満たしたため定期的に職務の内容及び勤務地に変更がある通常の労働者として登用されたXと、派遣元事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者であるYとが同一の職場で同一の業務に従事している。B社は、A社で就業する間は職務の内容及び勤務地に変更がないことを理由に、Yに対して、Xほど基本給を高く支給していない。
- 二 派遣先であるA社に雇用される通常の労働者であるXと、派遣元事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者であるYとが同一の能力又は経験を有しているところ、B社は、A社がXに適用するのと同じ基準をYに適用し、就業の時間帯や就業日が土日祝日か否か等の違いにより、A社がXに支給する時間当たりの基本給との間に差を設けている。

## (問題となる例)

派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給しているところ、B社は、A社に派遣されている派遣労働者であるYに対し、A社に雇用される通常の労働者であるXに比べて経験が少ないことを理由として、

	A社がXに支給するほど基本給を高く支給していないが、Xのこれま
	での経験はXの現在の業務に関連性を持たない。
)	(2) 基本給であって、労働者の業績又は成果に応じて支給するもの
	基本給であって、派遣先及び派遣元事業主が、労働者の業績又は成果
	に応じて支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される
	通常の労働者と同一の業績又は成果を有する派遣労働者には、業績又は
	成果に応じた部分につき、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の基
	本給を支給しなければならない。また、業績又は成果に一定の相違があ
	る場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。
	なお、基本給とは別に、労働者の業績又は成果に応じた手当を支給す
	る場合も同様である。
	(問題とならない例)
	イ 派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、基本
	給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給していると
	ころ、B社は、A社に派遣されている派遣労働者であって、所定労
	働時間がA社に雇用される通常の労働者の半分であるYに対し、そ
	の販売実績がA社に雇用される通常の労働者に設定されている販売
	目標の半分の数値に達した場合には、A社に雇用される通常の労働
	者が販売目標を達成した場合の半分を支給している。
	ロ 派遣先であるA社においては、通常の労働者であるXは、派遣元
	事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者であるYと
	同様の業務に従事しているが、XはA社における生産効率及び品質
	の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない
	場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、Yは、A社に

	おける生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当
	該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されてい
	ない。B社はYに対し、待遇上の不利益を課していないこととの見
	合いに応じて、A社がXに支給するほど基本給を高く支給していな
	い。
	(問題となる例)
	派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、基本給
	の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給しているところ、
	B社は、A社に派遣されている派遣労働者であって、所定労働時間が
	A社に雇用される通常の労働者の半分であるYに対し、当該通常の労
	働者が販売目標を達成した場合にA社が行っている支給を、Yについ
	て当該通常の労働者と同一の販売目標を設定し、それを達成しない場
	で国該通常の分割省と同一の
(略)	(3) 基本給であって、労働者の勤続年数(派遣労働者にあっては、当該
	派遣先における就業期間。以下この(3)において同じ。)に応じて支
	給するもの
	基本給であって、派遣先及び派遣元事業主が、労働者の勤続年数に応
	じて支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常
	の労働者と同一の勤続年数である派遣労働者には、勤続年数に応じた部
	分につき、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の基本給を支給しな
	ければならない。また、勤続年数に一定の相違がある場合においては、
	その相違に応じた基本給を支給しなければならない。
	(問題とならない例)

	派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社は、基本給について、
	労働者の勤続年数に応じて支給しているところ、B社は、A社に派遣
	している期間の定めのある労働者派遣契約を更新している派遣労働者
	であるYに対し、A社への労働者派遣の開始時から通算して就業期間
	を評価した上で基本給を支給している。
	(問題となる例)
	派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社は、基本給について、
	労働者の勤続年数に応じて支給しているところ、B社は、A社に派遣
	している期間の定めのある労働者派遣契約を更新している派遣労働者
	であるYに対し、YのA社への労働者派遣の開始時から通算して就業
	期間を評価せず、その時点の労働者派遣契約に基づく派遣就業の期間
	のみにより就業期間を評価した上で基本給を支給している。
(略)	(4) 昇給であって、労働者の勤続(派遣労働者にあっては、当該派遣先
	における派遣就業の継続。以下この(4)において同じ。)による能力
	の向上に応じて行うもの
	昇給であって、派遣先及び派遣元事業主が、労働者の勤続による能力
	の向上に応じて行うものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用され
	る通常の労働者と同様に勤続により能力が向上した派遣労働者には、勤
	続による能力の向上に応じた部分につき、派遣先に雇用される通常の労
	働者と同一の昇給を行わなければならない。また、勤続による能力の向
	上に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わな
	ければならない。
(削除)	(注) 派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間に賃金の決定
	<u>基準・ルールの相違がある場合の取扱い</u>

派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間に基本給、賞与、 各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として当該通常 の労働者と派遣労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、 「派遣労働者に対する派遣元事業主の将来の役割期待は派遣先に雇用さ れる通常の労働者に対する派遣先の将来の役割期待と異なるため、賃金 の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、 賃金の決定基準・ルールの相違は、当該通常の労働者と派遣労働者の職 務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、 当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるも のの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであ ってはならない。 (略) 2 賞与 賞与であって、派遣先及び派遣元事業主が、会社(派遣労働者にあって は、派遣先。以下この2において同じ。) の業績等への労働者の貢献に応 じて支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の 労働者と同一の貢献である派遣労働者には、貢献に応じた部分につき、派 遣先に雇用される通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。 また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を 支給しなければならない。 (問題とならない例) イ 派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、賞与に ついて、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているところ、

B社は、A社に派遣されている派遣労働者であって、A社に雇用され

- る通常の労働者である X と同一の A 社の業績等への貢献がある Y に対して、 A 社が X に支給するのと同一の賞与を支給している。
- ロ 派遣先であるA社においては、通常の労働者であるXは、A社における生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、A社に雇用される通常の労働者であるZや、派遣元事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者であるYは、A社における生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。A社はXに対して賞与を支給しているが、Zに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で賞与を支給していない。

### (問題となる例)

- イ 派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているところ、B社は、A社に派遣されている派遣労働者であって、A社に雇用される通常の労働者であるXと同一のA社の業績等への貢献があるYに対して、A社がXに支給するのと同一の賞与を支給していない。
- ロ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給している派遣先であるA社においては、通常の労働者の全員に職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず何らかの賞与を支給しているが、派遣元事業主であるB社においては、A社に派遣されている派遣労働者であるYに賞与を支給していない。

## (注)

賞与については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の労働意欲の向上等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、派遣先に雇用される通常の労働者と同様に派遣労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、派遣労働者に対し、派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の違いに応じた均衡のとれた内容の賞与を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の派遣労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該賞与の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。

### (新設)

## 3 退職手当

退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、 労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質及び目的が含まれうるもの であるが、派遣先に雇用される通常の労働者と同様に派遣労働者にも当該 待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、派遣労働 者に対し、派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、当該職 務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の違いに応じた均衡のとれた 内容の退職手当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、 当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の派遣労働者に比 べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は 不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。 (新設)

## 4 各種手当(退職手当を除く。)

3 手当

(略)

(1) 役職手当であって、役職の内容に対して支給するもの

役職手当であって、派遣先及び派遣元事業主が、役職の内容に対して 支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の内容の役職に就く派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の役職手当を支給しなければならない。また、役職の 内容に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた役職手当を 支給しなければならない。

### (問題とならない例)

- イ 派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、役職 手当について、役職の内容に対して支給しているところ、B社は、 A社に派遣されている派遣労働者であって、A社に雇用される通常 の労働者であるXの役職と同一の役職名(例えば、店長)であって 同一の内容(例えば、営業時間中の店舗の適切な運営)の役職に就 くYに対し、A社がXに支給するのと同一の役職手当を支給してい る。
- 口 派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、役職 手当について、役職の内容に対して支給しているところ、B社は、 A社に派遣されている派遣労働者であって、A社に雇用される通常 の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容の役職 に就くYに、所定労働時間に比例した役職手当(例えば、所定労働 時間がA社に雇用される通常の労働者の半分の派遣労働者にあって は、当該通常の労働者の半分の役職手当)を支給している。

(問題となる例)

	派遣先であるA社及び派遣元事業主であるB社においては、役職手
	当について、役職の内容に対して支給しているところ、B社は、A社
	に派遣されている派遣労働者であって、A社に雇用される通常の労働
	者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容の役職に就くY
	に対し、A社がXに支給するのに比べ役職手当を低く支給している。
(略)	(2) 業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特殊作業手当
	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の危険度又
	は作業環境の業務に従事する派遣労働者には、派遣先に雇用される通常
	の労働者と同一の特殊作業手当を支給しなければならない。
(略)	(3) 交替制勤務等の勤務形態に応じて支給される特殊勤務手当
	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の勤務形態
	で業務に従事する派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と
	同一の特殊勤務手当を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	イ 派遣先であるA社においては、就業する時間帯又は曜日を特定し
	て就業する通常の労働者には労働者の採用が難しい早朝若しくは深
	夜又は土日祝日に就業する場合に時給に上乗せして特殊勤務手当を
	支給するが、就業する時間帯及び曜日を特定していない通常の労働
	者には労働者の採用が難しい時間帯又は曜日に勤務する場合であっ
	ても時給に上乗せして特殊勤務手当を支給していない。派遣元事業
	主であるB社は、A社に派遣されている派遣労働者であって、就業
	する時間帯及び曜日を特定して就業していないYに対し、採用が難
	しい時間帯や曜日に勤務する場合であっても時給に上乗せして特殊
	勤務手当を支給していない。

ロ 派遣先であるA社においては、通常の労働者であるXについては、 入社に当たり、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておら ず、業務の繁閑等生産の都合に応じて通常勤務又は交替制勤務のい ずれにも従事する可能性があり、交替制勤務に従事した場合に限り 特殊勤務手当が支給されている。派遣元事業主であるB社からA社 に派遣されている派遣労働者であるYについては、A社への労働者 派遣に当たり、派遣先で交替制勤務に従事することを明確にし、か つ、基本給にA社において通常の労働者に支給される特殊勤務手当 と同一の交替制勤務の負荷分が盛り込まれている。A社には、職務 の内容がYと同一であり通常勤務のみに従事することが予定され、 実際に通常勤務のみに従事する労働者であるZがいるところ、B社 はYに対し、A社がZに対して支給するのに比べ基本給を高く支給 している。A社はXに対して特殊勤務手当を支給しているが、B社 はYに対して特殊勤務手当を支給していない。 (4) 精皆勤手当 (略) 派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同 一の派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の精皆勤 手当を支給しなければならない。 (問題とならない例) 派遣先であるA社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定 を行い、かつ、それが待遇に反映される通常の労働者であるXには、 一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給しているが、派遣元 事業主であるB社は、B社からA社に派遣されている派遣労働者であ って、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていないYには、マ

	イナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を
	支給していない。
(略)	(5) 時間外労働に対して支給される手当
	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者の所定労働時間を
	超えて、当該通常の労働者と同一の時間外労働を行った派遣労働者には、
	当該通常の労働者の所定労働時間を超えた時間につき、派遣先に雇用さ
	れる通常の労働者と同一の割増率等で、時間外労働に対して支給される
	手当を支給しなければならない。
(略)	(6) 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当
	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の深夜労働
	又は休日労働を行った派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働
	者と同一の割増率等で、深夜労働又は休日労働に対して支給される手当
	を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	派遣元事業主であるB社においては、派遣先であるA社に派遣され
	ている派遣労働者であって、A社に雇用される通常の労働者であるX
	と時間数及び職務の内容が同一の深夜労働又は休日労働を行ったYに
	対し、A社がXに支給するのと同一の深夜労働又は休日労働に対して
	支給される手当を支給している。
	(問題となる例)
	派遣元事業主であるB社においては、派遣先であるA社に派遣され
	ている派遣労働者であって、A社に雇用される通常の労働者であるX
	と時間数及び職務の内容が同一の深夜労働又は休日労働を行ったYに

	対し、Yが派遣労働者であることから、深夜労働又は休日労働に対し
	て支給される手当の単価を当該通常の労働者より低く設定している。
<u>(7)</u> 無事故手当	(新設)
派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一の派遣労働者に	
は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の無事故手当を支給しなけ	
<u>ればならない。</u>	
( <u>8</u> ) 通勤手当及び出張旅費	( <u>7</u> ) 通勤手当及び出張旅費
(略)	派遣元事業主は、派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者
	と同一の通勤手当及び出張旅費を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	イ 派遣先であるA社においては、本社の採用である労働者に対し、
	交通費実費の全額に相当する通勤手当を支給しているが、派遣元事
	業主であるB社は、それぞれの店舗の採用である労働者については、
	当該店舗の近隣から通うことができる交通費に相当する額に通勤手
	当の上限を設定して当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給してい
	るところ、B社の店舗採用であってA社に派遣される派遣労働者で
	あるYが、A社への労働者派遣の開始後、本人の都合で通勤手当の
	上限の額では通うことができないところへ転居してなお通い続けて
	いる場合には、当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給している。
	ロ 派遣先であるA社においては、通勤手当について、所定労働日数
	が多い(例えば、週4日以上)通常の労働者に、月額の定期券の金
	額に相当する額を支給しているが、派遣元事業主であるB社におい
	ては、A社に派遣されている派遣労働者であって、所定労働日数が

少ない(例えば、週3日以下)又は出勤日数が変動する派遣労働者 に、日額の交通費に相当する額を支給している。

## <u>(9)</u> 家族手当

労働者派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見 込まれる派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の家 族手当を支給しなければならない。

### (問題とならない例)

派遣先であるA社においては、派遣先に雇用される通常の労働者であるXに対しては家族手当を支給しているが、派遣元事業主であるB社においては、A社に派遣されている派遣労働者であって、労働者派遣契約の更新を繰り返していない等、相応に継続的な勤務が見込まれない派遣労働者であるYに対しては、家族手当を支給していない。

## (問題となる例)

派遣先であるA社においては、派遣先に雇用される通常の労働者であるXに対しては家族手当を支給しているが、派遣元事業主であるB社においては、A社に派遣されている派遣労働者であって、労働者派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる派遣労働者であるYに対しては、家族手当を支給していない。

### (注)

配偶者の収入要件があるいわゆる「配偶者手当」については、特に 女性の短時間労働者の就業調整の要因となっていると指摘されている ことから、各事業主において、労使の話合いによって、働き方に中立 的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。

#### (新設)

# <u>(10)</u> 住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給され <u>るもの</u>

派遣元事業主は、住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に 応じて支給されるものについて、派遣先に雇用される通常の労働者と同 一の転居を伴う配置の変更がある派遣労働者には、派遣先に雇用される 通常の労働者と同一の住宅手当を支給しなければならない。

### <u>(問題とならない例)</u>

派遣先であるA社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれる 通常の労働者であるXには住宅手当を支給しているが、一方で、派遣 元事業主であるB社においては、派遣労働者であるYには転居を伴う 配置の変更が見込まれないため、住宅手当を支給していない。

### (問題となる例)

派遣先であるA社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれることを理由として、通常の労働者であるXに対し、住宅手当を支給しており、当該変更が見込まれないことを理由として、派遣元事業主であるB社においては、派遣労働者であるYには住宅手当を支給していないが、A社では実態として通常の労働者に対しても、転居を伴う配置の変更を命じていない。

### (注)

住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無にかかわらず支給されるものについても、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないことに留意すべきである。

#### (新設)

(11) 労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費	(8) 労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費
の負担補助として支給される食事手当	の負担補助として支給される食事手当
(略)	派遣元事業主は、派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者
	と同一の食事手当を支給しなければならない。
	(問題とならない例)
	派遣先であるA社においては、その労働時間の途中に昼食のための
	休憩時間がある通常の労働者であるXに食事手当を支給している。そ
	の一方で、派遣元事業主であるB社においては、A社に派遣されてい
	る派遣労働者であって、その労働時間の途中に昼食のための休憩時間
	がない(例えば、午後2時から午後5時までの勤務)派遣労働者であ
	るYに支給していない。
	(問題となる例)
	派遣先であるA社においては、通常の労働者であるXに食事手当を
	支給している。派遣元事業主であるB社においては、A社に派遣され
	ている派遣労働者であるYにA社がXに支給するのに比べ食事手当を
	低く支給している。
( <u>12</u> ) 単身赴任手当	( <u>9</u> ) 単身赴任手当
(略)	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の支給要件
	を満たす派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の単
	身赴任手当を支給しなければならない。
( <u>13</u> ) 特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当	( <u>10</u> ) 特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当
(略)	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の地域で働
	く派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の地域手当
	を支給しなければならない。

## (問題とならない例)

派遣先であるA社においては、通常の労働者であるXについて、全国一律の基本給の体系を適用し、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給している。一方で、派遣元事業主であるB社においては、A社に派遣されている派遣労働者であるYについては、A社に派遣されている間は勤務地の変更がなく、その派遣先の所在する地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。

#### (問題となる例)

派遣先であるA社に雇用される通常の労働者であるXは、その地域で採用され転勤はないにもかかわらず、A社はXに対し地域手当を支給している。一方、派遣元事業主であるB社からA社に派遣されている派遣労働者であるYは、A社に派遣されている間転勤はなく、B社はYに対し地域手当を支給していない。

### 5 福利厚生

### (1) 福利厚生施設

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く派 遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の<u>給食施設、休</u> 憩室及び更衣室の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の3の規定に基づく義務を免れるものではなく、福利厚生施設の利用料金・割引率等の利用条件についても労働者派遣法第30条の3第1項の適用を受けるものであり、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者の職務の内容、

### 4 福利厚生

(1) 福利厚生施設<u>(給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この(1)</u> において同じ。)

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く派 遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の<u>福利厚生施設</u> の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の3の規定に基づく義務を免れるものではない。

当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の	
性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮し	
て、不合理と認められる相違を設けてはならない。	
(略)	(2) 転勤者用社宅
	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の支給要件
	(例えば、転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸又は収入の額) を
	満たす派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の転勤
	者用社宅の利用を認めなければならない。
(略)	(3) 慶弔休暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障
	派遣元事業主は、派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者
	と同一の慶弔休暇の付与並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障
	を行わなければならない。
	(問題とならない例)
	派遣元事業主であるB社においては、派遣先であるA社に派遣され
	ている派遣労働者であって、A社に雇用される通常の労働者であるX
	と同様の出勤日が設定されているYに対しては、A社がXに付与する
	のと同様に慶弔休暇を付与しているが、A社に派遣されている派遣労
	働者であって、週2日の勤務であるWに対しては、勤務日の振替での
	対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。
(4) 病気休職 (療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。以	(4) 病気休職
<u>下この(4)において同じ。)</u>	
派遣元事業主は、派遣労働者(期間の定めのある労働者派遣に係る	派遣元事業主は、派遣労働者(期間の定めのある労働者派遣に係る派
派遣労働者である場合を除く。)には、派遣先に雇用される通常の労	遣労働者である場合を除く。)には、派遣先に雇用される通常の労働者
働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、期間の	と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、期間の定めの

定めのある労働者派遣に係る派遣労働者にも、当該派遣先における派 遣就業が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなけ ればならない。<u>さらに、派遣先に雇用される通常の労働者に病気休職</u> 期間に係る給与の保障が行われている場合には、労働者派遣契約の更 新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる派遣労働者 にも、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の給与の保障を行わな ければならない。

#### (問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、当該派遣先における派遣就業期間が1年である派遣労働者であるYについて、病気休職の期間は当該派遣就業の期間が終了する日までとしている。

### (問題となる例)

派遣先であるA社においては、通常の労働者であるXに対しては、 病気休職期間に係る給与の保障を行っているが、派遣元事業主である B社においては、A社に派遣されている派遣労働者であって、労働者 派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれ るYに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っていない。

## (注)

短時間労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)である派遣労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものであり、派遣就業期間の終了後、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である派遣労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものであり、派遣就業期間の終了後、労働契約が終了するまでの期間

ある労働者派遣に係る派遣労働者にも、当該派遣先における派遣就業が 終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならな い。

#### (問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、当該派遣先における派遣就業期間が1年である派遣労働者であるYについて、病気休職の期間は当該派遣就業の期間が終了する日までとしている。

第23回同一労働同一賃金部会における意見を踏まえて追記。派遣先均等・均衡方式の有期雇用派遣労働者について、派遣就業期間を踏まえて病気休職の取得を認めることとされているが、派遣就業期間終了後であっても、短時間・有期雇用労働法に基づき派遣元事業主の雇用する通常の労働者との不合理と認められる相違の解消等が求められることを明確化。

を踏まえて、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。さらに、派遣元事業主の雇用する通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者である派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の給与の保障を行わなければならない。

### (5) 夏季冬季休暇

派遣元事業主は、派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与しなければならない。

(問題となる例)

派遣元事業主であるB社においては、繁忙期に限定された短期間の 派遣就業のために派遣されていない派遣労働者であるYに対し、派遣 先であるA社に雇用される通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与 していない。

(<u>6</u>) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、<u>療養への専</u> <u>念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇</u>を除く。)であって、 勤続期間(派遣労働者にあっては、当該派遣先における就業期間。以下 この(6)において同じ。)に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。)であって、派遣先及び派遣元事業主が、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、当該派遣先に雇用される通常の労働者と同の勤続期間である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、療養への

(新設)

(<u>5</u>) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)であって、勤続期間(派遣労働者にあっては、当該派遣先における就業期間。以下この(<u>5</u>)において同じ。)に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)であって、派遣先及び派遣元事業主が、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、当該派遣先に雇用される通常の労働者と同一の勤続期間である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)を付与しなければならない。なお、当該派遣先において期間の定

<u>専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇</u>を除く。)を付与しなければならない。なお、当該派遣先において期間の定めのある労働者派遣契約を更新している場合には、当初の派遣就業の開始時から通算して就業期間を評価することを要する。

#### (問題とならない例)

派遣先であるA社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対し、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与している。派遣元事業主であるB社は、A社に派遣されている派遣労働者であるYに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

(7) 褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するもの

褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、 派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の期間勤続(派 遣労働者にあっては、当該派遣先における派遣就業の継続。)した派遣 労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の褒賞を付与しな ければならない。

6 その他

(略)

めのある労働者派遣契約を更新している場合には、当初の派遣就業の開始時から通算して就業期間を評価することを要する。

### (問題とならない例)

派遣先であるA社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対し、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与している。派遣元事業主であるB社は、A社に派遣されている派遣労働者であるYに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

(新設)

#### 5 その他

(1) 教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、その雇用する通常の労働者と業務の内容が同一である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育訓練を実施する

	等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事業主についても、
	労働者派遣法第30条の3の規定に基づく義務を免れるものではない。
	また、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間で業務の
	内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、派遣労働者
	と派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、職務の内容及
	び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じた教育訓練を実施しなけ
	ればならない。
	なお、労働者派遣法第30条の2第1項の規定に基づき、派遣元事業主
	は、派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施しなければ
	ならない。
(略)	(2) 安全管理に関する措置又は給付
	派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の業務環境
	に置かれている派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同
	一の安全管理に関する措置及び給付をしなければならない。
	なお、派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第 45 条等の規定に基
	づき、派遣労働者の安全と健康を確保するための義務を履行しなければ
	ならない。
第5 協定対象派遣労働者	第 5 協定対象派遣労働者
(略)	協定対象派遣労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例は次
	のとおりである。
	1 賃金
	労働者派遣法第30条の4第1項第2号イにおいて、協定対象派遣労働者
	の賃金の決定の方法については、同種の業務に従事する一般の労働者の平

均的な賃金の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものでなければならないこととされている。

また、同号口において、その賃金の決定の方法は、協定対象派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に賃金が改善されるものでなければならないこととされている。

さらに、同項第3号において、派遣元事業主は、この方法により賃金を 決定するに当たっては、協定対象派遣労働者の職務の内容、職務の成果、 意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を公正に評価し、そ の賃金を決定しなければならないこととされている。

### 2 福利厚生

### (1) 福利厚生施設

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く協 定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の<u>給食</u> 施設、休憩室及び更衣室の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の3<u>又は第30</u>条の4の規定に基づく義務を免れるものではなく、福利厚生施設の利用料金・割引率等の利用条件についても労働者派遣法第30条の3又は第30条の4の適用を受けるものであり、派遣先に雇用される通常の労働者又は派遣元事業主に雇用される通常の労働者と協定対象派遣労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

#### 2 福利厚生

(1) 福利厚生施設 (給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この(1) において同じ。)

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く協 定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の<u>福利</u> 厚生施設の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の3の規定に基づく義務を免れるものではない。

(略)	
(	
(略)	
(4)	病気休職(療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。」

#### (2) 転勤者用社宅

派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の支給 要件(例えば、転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸又は収入の額) を満たす協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働 者と同一の転勤者用社宅の利用を認めなければならない。

(3) 慶弔休暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する 通常の労働者と同一の慶弔休暇の付与並びに健康診断に伴う勤務免除及 び有給の保障を行わなければならない。

(問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、慶弔休暇について、B社の雇用する通常の労働者であるXと同様の出勤日が設定されている協定対象派遣労働者であるYに対しては、通常の労働者と同様に慶弔休暇を付与しているが、週2日の勤務の協定対象派遣労働者であるWに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。

(4) 病気休職<u>(療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。以</u>下この(4)において同じ。)

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である協定対象派遣労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。さらに、派遣元事業主の雇用する通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の

## (4) 病気休職

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である協定対象派遣労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる協定対象派 造労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の給与の保 障を行わなければならない。

#### (問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、労働契約の期間が1年である 有期雇用労働者であり、かつ、協定対象派遣労働者であるYについて、 病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

### (問題となる例)

派遣元事業主であるB社においては、通常の労働者であるXに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っているが、協定対象派遣労働者であって、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるYに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っていない。

## (5) 夏季冬季休暇

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する 通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与しなければならない。

## (問題となる例)

派遣元事業主であるB社においては、繁忙期に限定された短期間の <u>勤務ではない協定対象派遣労働者であるYに対し、雇用する通常の労</u> 働者と同一の夏季冬季休暇を付与していない。

(<u>6</u>) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、<u>療養への専</u> <u>念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇</u>を除く。)であって、 勤続期間に応じて取得を認めているもの

### (問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、労働契約の期間が1年である 有期雇用労働者であり、かつ、協定対象派遣労働者であるYについて、 病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

### (新設)

(<u>5</u>) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。)であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の勤続期間である協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。)を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

(問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、B社に雇用される通常の労働者であるXに対し、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与しており、協定対象派遣労働者であるYに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

(7) 褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するもの 褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、 派遣元事業主は、派遣元事業主に雇用される通常の労働者と同一の期間 勤続した協定対象派遣労働者には、派遣元事業主に雇用される通常の労 働者と同一の褒賞を付与しなければならない。

(略)

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の勤続期間である協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

### (問題とならない例)

派遣元事業主であるB社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、B社に雇用される通常の労働者であるXに対し、勤続 10 年で 3 日、20 年で 5 日、30 年で 7 日の休暇を付与しており、協定対象派遣労働者である Yに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

## (新設)

### 3 その他

(1) 教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与 するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求め に応じ、派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一である協 定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育 訓練を実施する等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事 業主についても、労働者派遣法第30条の3の規定に基づく義務を免れる ものではない。 また、協定対象派遣労働者と派遣元事業主が雇用する通常の労働者と の間で業務の内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、 協定対象派遣労働者と派遣元事業主の雇用する通常の労働者との間の職 務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じ た教育訓練を実施しなければならない。 なお、労働者派遣法第30条の2第1項の規定に基づき、派遣元事業主 は、協定対象派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施し なければならない。 (2) 安全管理に関する措置及び給付 (略) 派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の業務 環境に置かれている協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する 通常の労働者と同一の安全管理に関する措置及び給付をしなければなら ない。 なお、派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第45条等の規定に基 づき、協定対象派遣労働者の安全と健康を確保するための義務を履行し なければならない。

第6 所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等

所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者については、短時間・有期雇用労働法第2条第3項に規定する短時間・有期雇用労働者に該当しないが、次に掲げる事項に留意する必要がある。また、このことは、勤務地限定正社員(期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。)、職務限定正社員(期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。)及び短時間正社員(期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者であって、一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。)についても同様である。

- 1 労働契約法第3条第2項の規定により、労働契約は、労働者及び使用 者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべき ものとされていること。
- 2 均衡の考慮に当たっては、この指針の趣旨が考慮されるべきであること。
- 3 有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準(平成 15 年厚生労働省告示第 357 号)第5条の規定により、使用者は、労働基準法(昭和22 年法律第 49 号)第 15 条第 1 項の規定により、労働者に対して労働基

(新設)

平成30年法改正前の短時間労働法に基づく指針において、所定労働時間が通常の労働者と同一の有期契約労働者について、同法の趣旨が考慮されるべきである旨の記載があり、無期雇用フルタイム労働者及びいわゆる「多様な正社員」について、同旨の記載を追記。

準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 5 条第 5 項に規定する事項を明示する場合においては、当該事項(同条第 1 項各号に掲げるものを除く。)に関する定めをするに当たって労働契約法第 3 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえて就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明するよう努めなければならないこととされていること。